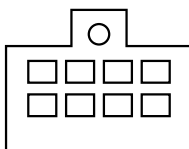


第一編



災害共済給付制度の概要

災害共済給付制度の概要

災害共済給付制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、高等専修学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所等（以下「学校等」と総称する。）の管理下における児童、生徒、学生、幼児（以下「児童生徒等」という。）の災害（センター法上の災害は、負傷・疾病・障害・死亡をいう。）について、児童生徒等の保護者に対し災害共済給付（負傷・疾病に対しては医療費、負傷・疾病により身体に障害が残った場合は、障害見舞金、死亡した場合は、死亡見舞金を支給することをいう。）を行い、学校教育又は保育所等における保育の円滑な実施に資する目的で実施している。

この災害共済給付制度は、学校等の設置者が保護者の同意を得て、JSCと災害共済給付契約を結び、共済掛金を支払うことによって行われるものである。

JSCの災害共済給付契約には、学校等の管理下における児童生徒等の災害について、学校等の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、JSCが災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる特約を付することができる。

なお、JSCでは、上記の災害共済給付に附帯する業務として、災害共済給付契約に係る児童生徒等の学校等の管理下における死亡で、国家賠償法、民法その他の法律に基づき損害賠償が支払われたこと等により、JSCから死亡見舞金が支払われないものについて供花料の支給を行っている。また、へき地学校における児童生徒等が、学校等の管理下の災害により医療機関に通院した場合は、へき地学校の児童生徒等に対する通院費の支給を行っている。さらに、学校等の管理下における災害により生じた1歯以上の歯牙の欠損（障害見舞金の対象となるものを除く。）に対し、歯牙欠損見舞金を支給している。

■学校等の管理下の範囲

学校等の管理下の範囲については、法令で定められている。

- (1) 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育中を含む。）
- (2) 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- (3) 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- (4) 通常の経路及び方法により通学する場合（登園・通園を含む。）
- (5) その他、これらの場合に準ずる場合として内閣府令で定める場合
 - ① 学校の寄宿舎にあるとき
 - ② 学校外で授業等が行われるとき、その場合、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中
 - ③ 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法の規定により技能教育のための施設で教育を受けているとき

■災害共済給付の制限

- (1) 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われる。
- (2) 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合がある。
- (3) 他の法令の規定により、国又は地方公共団体から給付等（例えば障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自律支援医療）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行わない。
- (4) 非常災害（風水害、震災、事変その他非常災害であって、当該地域の多数の住民が被害を受けたもの）による児童生徒等の災害には、給付を行わない。
- (5) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校、保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行わない。
- (6) 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行わない。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではない。
- (7) 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合がある。

■災害共済給付の給付金の請求

災害共済給付に係る給付金の支払の請求は、インターネットを使った「災害共済給付オンライン請求システム」（以下「システム」という。）により請求し、給付金支払通知書もインターネットを経由してシステムに接続しダウンロードする。

なお、給付金の請求の時効は、2年間である（医療費・障害見舞金は、請求事由が生じた日の翌月の10日の翌日から起算し、死亡見舞金は死亡した日の翌日から起算する。）。

■歯牙欠損見舞金の支給

これまで災害共済給付の障害見舞金となっていなかった1歯の歯牙の欠損についても、令和3年4月から、災害共済給付に附帯する業務として、新たに「歯牙欠損見舞金」を支給することとした。学校等の管理下における児童生徒等の負傷による1歯以上の歯牙の欠損（障害見舞金の対象となるものを除く。）に対し、歯牙欠損見舞金として1歯につき8万円を支給している。

災害共済給付制度の性格

災害共済給付制度とは、JSCと学校等の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものであり、その運営に要する経費を国、学校等の設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度である。

対象となる学校等

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校）の小学部及び中学部を含む。
高等学校	高等学校（全日制、定時制及び通信制） 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含む。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となる。
幼保連携型認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校（昼間学科、夜間等学科及び通信制学科）
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立、公立、私立の別を問わない。

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校等の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校等の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、内閣府令で定めているもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	
障害	学校等の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学（園）中の災害の場合 2,000万円～44万円〕
死亡	学校等の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 〔通学（園）中の災害の場合 1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死（学校等の管理下において発生したもの） 運動などの行為と関連のない突然死（学校等の管理下において発生したもの）	死亡見舞金 1,500万円 〔通学（園）中の災害の場合も同様〕

上表のほか、災害共済給付の附帯業務として、次の事業を行っている。

- ・ 供花料の支給…学校等の管理下における死亡で、損害賠償を受けたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対し、供花料として17万円を支給する。

- ・ 歯牙欠損見舞金の支給…学校等の管理下における児童生徒等の負傷による1歯以上の欠損（障害見舞金の対象となるものを除く。）に対し、歯牙欠損見舞金として1歯につき8万円を支給する。
- ・ 通院費の支給…へき地にある学校（義務教育諸学校）の管理下における児童生徒の災害に対し、通院日数に応じ、1日当たり定額1,000円の通院費を支給する。

